

愛仁親王 光格天皇御猶子

文政十一年八月廿三日親王宣下 略

〔議奏日次案〕寶永七年八月十一日甲辰東山院若宮秀宮親王家可有御取立之由被仰出之、享保三

年正月十二日辛酉、以秀宮可被稱閑院之由、召被尋進云云內々法皇靈元思、令櫛司前大納言被仰於宮方、廿三

日壬申、辰刻親王直仁宣下陣儀也、上卿藤大納言、福永辨兼榮、勅別當源大納言、通惟奉行職事重孝朝臣、爲

御祝儀、御大刀御馬代黃金十兩、鯛尾二昆布一箱、御樽荷被遣之、御使園中納言、二月十一日庚寅、直仁親王

今日元服、被任彈正尹、參入寄方被參於常御所、被拜龍顏、申次右大將公賜二獻沙汰女中之爲御祝儀、御

大刀一腰、御馬代黃金二十兩、一匹、紗綾十卷、紅昆布一箱、鯛一箱、生鯛一折、御樽一荷等被遣之、御使兼親、

〔光臺一覽〕親王家と申は、伏見京極有栖川閑院の宮也、已前は三軒にて有しが、中御門院の御父

帝東山院、宮方多くいましける中に、新大典侍の御腹とて、櫛笥前故内大臣隆賀公之御女之腹に

御兩宮、中御門院は御せうと、今の閑院直仁親王は秀宮とて御弟也、外に女院の御本腹に、一ノ宮

貴カガの宮様とて、姫宮一方居坐かりける、寶永六己丑年極月十七日東山院崩御の砌も、貴の宮様と

秀の宮様とは、御部屋住にて御座被成けるを從關東被及聞食、御諸司代松平紀伊守信庸江御書

到來せり、其寫し傳奏衆へ參り拜見覺エ居申候、御文言には、

一秀宮之御事、東山院御病中、被遊御苦勞候段、被爲聞召候に付、今般親王家一家新規に被成御取

立、家領千石被遣之候、是者格別之思召依有之、後々之例には難相成思召候御事、

右之趣、兩傳奏衆迄其方差越、急度可申達旨御誼之御事候、恐々謹言、

御老中連名印如前

土屋相模守名乘書判

月日

松平紀伊守殿